

令和6年度

備前市一般会計、特別会計歳入歳出決算  
及び基金運用状況審査意見書

令和7年8月

備前市監査委員



本意見書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された令和6年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項で定める書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

また、同法第241条第5項の規定により同市長から審査に付された令和6年度の備前市に係る基金の運用の状況を示す書類の審査を行った結果、意見を提出するものである。

令和7年8月

備前市監査委員 小野田 隼也

同 尾川 直行



# 目次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	審査の種類	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点及び主な実施内容	1
第 5	審査の実施場所及び日程	2
第 6	報告等の表現方法	2
第 7	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	意見	3
(1)	総括意見	3
ア	意見の背景	3
イ	意見	4
(2)	個別意見	5
ア	予算の執行等が適正でないもの	5
(ア)	補助対象外の補助金が支払われているものについて	5
(イ)	見積書の徴取が行われていないものについて	6
イ	効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの	7
(ア)	納付書の送付を行っていないものについて	7
(イ)	適切、適正な徴収事務を行う必要があると認められるもの	8
3	決算の概要	10

(注) 意見書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 ポイントとは、パーセンテージ間または指数間の単純差引数値である。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

「0」、「0.0」・・・・該当数値はあるが、単位未満のもの

「△」・・・・・・・・・・負数

- 4 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則 (平成17年備前市規則第57号)

→備前市会計規則 (平成17年規則第57号)

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して審査を行った。

## 第2 審査の種類

決算審査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定による審査）

基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

## 第3 審査の対象

地方自治法第233条第2項の規定により備前市長から審査に付された、次の会計に係る決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

令和6年度備前市一般会計

令和6年度備前市国民健康保険事業特別会計

令和6年度備前市土地取得事業特別会計

令和6年度備前市三石財産区管理事業特別会計

令和6年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計

令和6年度備前市浄化槽整備事業特別会計

令和6年度備前市後期高齢者医療事業特別会計

令和6年度備前市介護保険事業特別会計

令和6年度備前市飲料水供給事業特別会計

令和6年度備前市宅地造成分譲事業特別会計

令和6年度備前市駐車場事業特別会計

令和6年度備前市企業用地造成事業特別会計

地方自治法第241条第5項の規定により備前市長から審査に付された、令和6年度に係る基金の運用の状況を示す書類

## 第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された令和6年度備前市一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、各会計に係る証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用の状況を示す書類について審査した。

審査にあたっては、①決算計数の正確性、②予算執行の適正性かつ効率性、③財産の取得、管理及び処分 of 適正性、④資金管理及び運用の適正性かつ効率性などに主眼を置き、関係各

部署から提出された決算に係る資料と照合するなどの方法により、書類の計数等について、審査を実施した。

また、例月現金出納検査、定期監査の結果も考慮に入れながら、予算の執行状況について、予算の執行に伴う関係書類を抽出により審査するとともに、必要に応じ関係者からの説明を聴取した。関係書類の審査については、虚偽表示等のリスクを念頭に、金額的重要性を勘案して抽出により審査を実施した。

## **第5 審査の実施場所及び日程**

審査の実施場所：備前市役所（備前市東片上126番地）

日程：令和7年7月18日から同年8月19日まで

## **第6 報告等の表現方法**

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査等の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

## **第7 審査の結果及び意見**

### **1 審査の結果**

審査に付された各会計の決算、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき調製等されており、重要な点において、適正に表示しているものと認められた。なお、予算の執行は、個別意見に記載した事項はあるが、審査の結果に影響を与えるほどの重要なものではなかった。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認められた。また、基金の運用は、適正に執行されているものと認められた。

## 2 意見

### (1) 総括意見

#### ア 意見の背景

備前市の令和6年度決算は、一般会計及び各特別会計を合わせた総額で、歳入計334億686万余円、歳出計306億9995万余円となっている。

一般会計については、歳入236億3682万余円、歳出215億2450万余円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、21億1232万余円となっている。そして、ここから翌年度へ繰り越すべき財源12億3090万余円を差し引いた実質収支は、8億8141万余円となっている。

一般会計の歳入についてみると、歳入全体の21.8%を占める市税については、収入済額が51億5186万余円（調定額に対する収入済額の割合96.7%）となっており、令和5年度と比べ3072万余円の増加となっている。また、令和6年度における市税の収入未済額については、1億6018万余円となっており、令和5年度と比べ1269万余円の減少となっている。直近5年間でみると、令和2年度に増加した後、令和3年度から減少傾向にある。

一方、歳出については、一般会計の予算額280億4686万余円に対し、支出済額は215億2450万余円（執行率76.7%）となっており、ここから翌年度繰越額47億345万余円を差し引いた18億1890万余円が不用額となっている。令和5年度と比べ増減額が最も大きかったものは、総務費の13億195万余円の増加、民生費の13億2735万余円の減少である。

備前市の令和6年度における普通会計の財政力指数、経常収支比率をみると、財政力指数については、0.42となっており、令和5年度と比べ0.01ポイント上昇しているが、全国平均の指数と比較するとこれを下回っている。また、経常収支比率については、89.2%であり、令和5年度と比べ0.3ポイント増加しており、引き続き経常的経費の削減に努めるなど、さらなる改善を図る必要がある。

監査委員は、監査資源が限られた中、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）を識別し、リスクの内容及び程度を勘案するなどして、審査対象を抽出して決算審査を実施している。その結果、令和6年度の決算審査においては、次のような状況が見受けられた。

歳入において、適切、適正な徴収事務を行っていく必要があると認められるもの、歳出において、要綱に沿った事務執行がなされていない事態、見積書の徴取が行われていない事態等が見受けられた。

## イ 意見

令和6年度における決算審査の結果や、個別意見などを踏まえ、市の組織及び運営の合理化に資するため、次の点に留意し改善することを求める。

監査委員は、予算の執行にあたり、法令順守を原則としつつ、市が自ら法令等の範囲内で定めた例規等のルールを守っているかを確認し、意見するものである。その中で、会計事務上の手続きが漏れていたことを、市はリスクとして受け止める必要がある。そして、市は、会計事務の執行に関して自ら年度末に執行状況などを検証することで実態を把握するなど、そのリスクが大きくなる前に適正に事務を執行できる環境に改善する必要がある。

令和6年度において、補助金について、補助対象外の補助金を支出しているもの、随意契約を締結する際に規則で必要とされる見積書の徴取が行われていないもの、行政財産の使用許可に際して、使用料金の納付書を送付していないもの、適切、適正な徴収事務を行っていく必要があると認められるものが見受けられており、法令等に即した事務を行う必要がある。

最後に、市は、備前市総合計画に掲げる「誰もがいつまでも成長し続け、輝けるまち」などの政策実現に向け、市民が安全で安心し、活気にあふれ、幸せに暮らし続けられるための施策を推進していくことを望むものである。

## (2) 個別意見

### ア 予算の執行等が適正でないもの

(ア) 補助対象外の補助金が支払われているもの

産業振興課は、令和6年度に有害鳥獣駆除事業を行った団体に対し、有害鳥獣駆除事業補助金5,555,000円を交付している。

補助金の対象とする鳥獣については、備前市有害鳥獣駆除事業補助金交付要綱（平成17年告示第77号。以下「要綱」という。）第3条に定められている。

そこで、提出された交付申請書について確認したところ、要綱で補助対象とされていない鳥獣に対して補助金を支出していた。

したがって、市が、要綱上補助対象とされていない鳥獣を補助対象として補助金を支出していたことは要綱に反しており、予算の執行が適切でないと認められる。

(イ) 見積書の徴取が行われていないもの

市の工事の請負、財産の買入れ、委託等に係る契約事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、備前市契約規則（平成 17 年規則第 47 号。以下「契約規則」という。）等に基づいて、執行されることとなっている。

契約書の作成については、契約規則<sup>1</sup>の規定により、契約金額が 100 万円未満の場合は契約書の作成を省略して契約に必要な事項を記載した請書を徴することができ、契約金額が 30 万円未満の契約（工事の請負契約を除く。）にあつては契約事項を記載し記名押印した見積書をもって請書に代えることができるとされている。

そこで、危機管理課、契約管財課の随意契約に係る見積書の徴取について確認したところ、次の事態が見受けられた。

#### <事例 1>

危機管理課は、令和 6 年度 A S P サービス利用料金について、令和 6 年 5 月から令和 7 年 4 月までの間、毎月 55,000 円を支出負担行為兼支出命令書で支払っていたが、毎月の見積書を徴することなく、令和 5 年 11 月 22 日に徴した令和 6 年度の年間金額の見積書を利用料金の根拠としていた。

#### <事例 2>

契約管財課は、建築物環境衛生管理業務委託及び本庁舎建築物環境衛生管理委託について、令和 6 年度において、それぞれ 5 回、7 回に分けて支出負担行為兼支出命令書で合計 792,000 円を支払っている。それら見積書を確認したところ、仕様書に示された業務内容の建築物環境衛生管理技術者派遣、空気環境測定業務及び簡易専用水道による水質検査に分かれているものの、毎回の見積書を徴することなく、それぞれ年間見積額合計が記載された令和 6 年 4 月 1 日付けの見積書を委託料の根拠としていた。

このように、契約の際に見積書を徴取していないことは、契約規則に反しており、適正な事務執行を行う必要があると認められる。

---

<sup>1</sup> 備前市契約規則第 32 条

## イ 効率性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの

(ア) 行政財産目的外使用許可の納付書の送付を行っていないもの

地方自治法<sup>2</sup>（昭和 22 年法律第 67 号）によると、行政財産は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用（以下「目的外使用」という。）を許可すること（以下「目的外使用許可」という。）ができるとされており、目的外使用許可を受けた行政財産の使用については、使用料を徴収することができることとされている。

備前市公有財産規則<sup>3</sup>（平成 17 年規則第 46 号）によると、市は、行政財産を用途又は目的を妨げない限度において使用させようとする場合は、目的外使用させようとする行政財産の名称、種類、使用の目的や使用料金の予定額及びその算定根拠等を具して決裁を受け、使用の許可を行うこととなっている。

そこで、文化スポーツ振興課の行政財産使用料について確認したところ、吉永 B & G 海洋センターグラウンド内の電柱について、令和 6 年度の行政財産の使用許可申請が提出され、令和 6 年 4 月 1 日付けで使用許可申請者に行政財産使用許可を通知したが、使用料金 1,360 円の納付書を送付していなかった。そして、令和 7 年度に同様の行政財産の使用を許可する際に、令和 6 年度行政財産使用料の納付書が未送付であることが発覚し、令和 7 年 4 月 8 日に同年 5 月 31 日を納付期限とする納付書を送付したところ、使用許可申請者は同月 26 日に金融機関に納付したが、出納整理期間内に指定金融機関への収納手続きが間に合わなかったことから使用料金が収入未済となった。

このように、行政財産の使用許可に際して、使用許可通知と併せて使用料金の納付書を送付していないことは、事務処理上、改善する必要がある。

---

<sup>2</sup> 地方自治法第 225 条及び第 238 条の 4

<sup>3</sup> 備前市公有財産規則第 22 条

(イ) 徴収に要する経費も視野に入れた債権管理や職員等の責任の所在等を明確にして徴収事務を行う必要があると認められるもの

市の決算調整等は備前市会計規則<sup>4</sup>(平成17年規則第57条)に基づき行うものとされており、会計管理者は決算を調整するときは、歳入歳出決算書を作成しなければならないとされている。また、主管課長は、毎年度歳入歳出予算に対する収支の状況を明確にした歳入歳出決算事項別明細書を作成し、出納閉鎖後すみやかに会計管理者に提出しなければならないとされ、この場合、歳入にあつては、当該年度以前に属する滞納繰越分があるときは、これを滞納年度別に区分し、調定額、収入済額及び収入未済額を明らかにした書類を添付しなければならないとされている。

そこで、市民課、吉永総合支所の滞納繰越分の収入未済額と徴収事務について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

#### <事例1>

市民課の総務費雑入における滞納繰越分を確認したところ、令和5年度決算時の収入未済額1,087,500円について、令和6年度決算時でも同額が収入未済となっていた。当該滞納繰越分の内訳は、令和4年度に交付した地域おこし協力隊への家賃補助金の返還分及び活動費の未精算分となっており、市民課は滞納繰越分の収納に向けて納付書を滞納者宛に特定記録郵便で送付するなどしているが、滞納者からの反応はなく、今後の収納は見込めない状況となっている。

#### <事例2>

吉永総合支所の農業使用料における滞納繰越分を確認したところ、令和5年度決算時の滞納繰越分が37,547円であり、令和6年度中に収納された5,544円を除いた32,003円が令和6年度決算時の収入未済となっていた。吉永総合支所によると、当該滞納繰越分の内訳は、平成28年度から令和元年度までに発生した個人及び法人の簡易給水施設使用料であり、収納があった場合は、吉永総合支所が調定を行っているとのことである。しかしながら、その督促等の徴収事務は水道課が業者に委託しており、今後の収納への取組みについては、電話督促や文書による督促を実施するとのことであるが、徴収事務や滞納者情報の記録が水道課、吉永総合支所ともに整備されておらず、今後、徴収事務を進めるとしても、不納欠損処理を行うにしても、両課の事務分担や責任の所在が明瞭であるとは言えない。

これらのことから、今後も徴収事務を適切、適正に執行し、収入未済の解消に努めるため、

---

<sup>4</sup> 備前市会計規則第102条

返還金や未精算が発生しないように補助金の支払方法や制度設計、運用について検討すること、徴収に要する人件費や旅費、郵送料等の経費も視野に入れた債権管理を行うこと、徴収事務についての職員、部署の事務分担と責任の所在を明確にすることなどにより、適切、適正な徴収事務を行っていく必要があると認められる。

### 3 決算の概要

令和6年度の備前市一般会計及び各特別会計の決算額は、表1、表2のとおり、歳入総計334億686万余円（予算対比88.1%）、歳出総計306億9995万余円（予算対比80.9%）となっている。

一般会計については、歳入236億3682万余円、歳出215億2450万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は、21億1232万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源12億3090万余円を差し引いた実質収支は、令和5年度と比べ1億2650万余円減少（前年度対比12.6%減）し、8億8141万余円となっている。

特別会計については、備前市国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の歳入総額は97億7003万余円、歳出総額は91億7545万余円、形式収支（歳入歳出差引額）は5億9458万余円となり、ここから翌年度へ繰り越すべき財源6791万余円を差し引いた実質収支は、令和5年度と比べ50万余円増加（前年度対比0.1%増）し、5億2667万余円となっている。

表1 会計別決算額

（単位：円）

会 計 名	歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計	23,636,827,701	21,524,505,833
国民健康保険事業特別会計	3,923,106,898	3,764,318,039
土地取得事業特別会計	288,070,962	264,584,498
三石財産区管理事業特別会計	13,832,564	9,036,968
三国地区財産区管理事業特別会計	11,204,094	1,624,918
浄化槽整備事業特別会計	21,553,522	18,270,388
後期高齢者医療事業特別会計	701,280,506	691,062,577
介護保険事業特別会計	4,201,222,561	4,039,971,501
飲料水供給事業特別会計	55,992,376	31,060,221
宅地造成分譲事業特別会計	18,388,389	9,676,870
駐車場事業特別会計	34,858,571	22,669,192
企業用地造成事業特別会計	500,523,007	323,176,115
合 計	33,406,861,151	30,699,957,120

表2 財政収支の状況

(単位：円、%)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	23,636,827,701 5.1	21,524,505,833 3.6	2,112,321,868 22.8	1,230,909,420 72.8	881,412,448 △ 12.6
特 別 会 計 合 計	9,770,033,450 △ 6.0	9,175,451,287 △ 2.6	594,582,163 △ 38.6	67,912,000 △ 84.6	526,670,163 0.1
総 計	33,406,861,151 1.6	30,699,957,120 1.6	2,706,904,031 0.7	1,298,821,420 12.6	1,408,082,611 △ 8.2

(注) 上段は決算額、下段は対前年度増減率である。

予算に対する執行率

(単位：円、%)

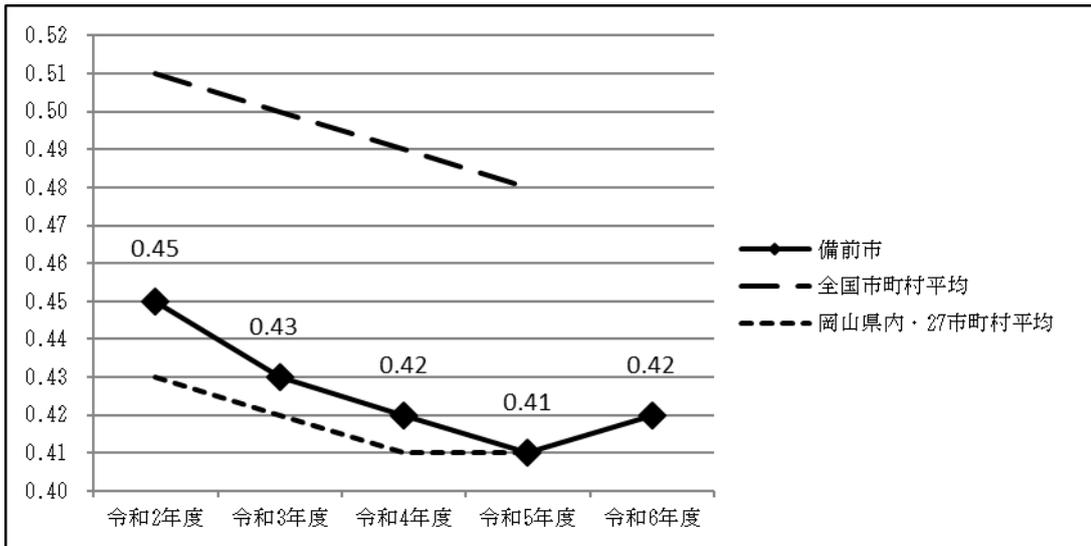
区 分	予 算 現 額	歳 入	歳 出
一 般 会 計	28,046,868,682	84.3	76.7
特 別 会 計 合 計	9,891,037,068	98.8	92.8
総 計	37,937,905,750	88.1	80.9

(参考) 令和5年度の状況

(単位：円)

区 分	歳 入	歳 出	形 式 収 支	翌 年 度 繰 越 財 源	実 質 収 支
一 般 会 計	22,498,454,427	20,778,371,047	1,720,083,380	712,162,506	1,007,920,874
特 別 会 計 合 計	10,392,481,795	9,424,538,187	967,943,608	441,782,068	526,161,540
総 計	32,890,936,222	30,202,909,234	2,688,026,988	1,153,944,574	1,534,082,414

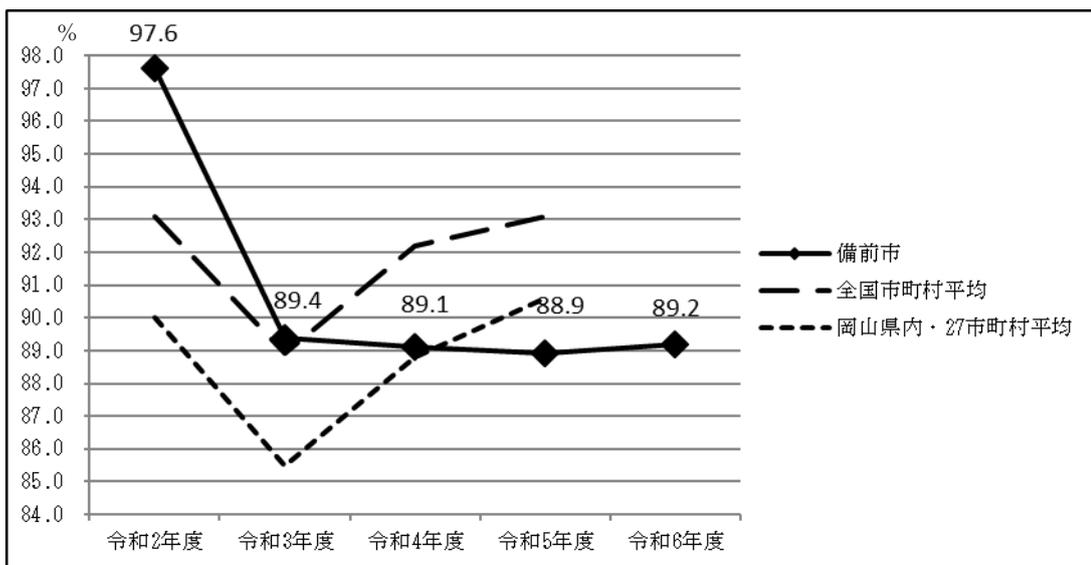
図1 財政力指数の推移



(注1) 財政力指数は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和6年度の他市町村の財政力指数は、現時点で未公表のため表示していない。

図2 経常収支比率の推移



(注1) 経常収支比率は、地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）から抽出した。

(注2) 令和6年度の他市町村の経常収支比率は、現時点で未公表のため表示していない。